

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ

令和元年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請手続きについて

制度説明

授業料の保護者負担が以下の表のとおりとなるよう、授業料支援を行います。

この補助金を受けようとする方は、お知らせの内容に基づき、申請に必要な書類を学校へ提出してください。

ランク	モデル世帯の年収めやす(※1)	保護者(親権者全員)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算	授業料の保護者負担 (授業料が60万円の学校の場合)	
		平成30年度・令和元年度課税分	全日制	通信制(※4)
A	250万円未満	0円・生活保護・非課税	実質無償	年間30単位まで実質無償
B	350万円未満	85, 500円未満	実質無償	年間30単位まで実質無償
C	590万円未満	257, 500円未満	実質無償	年間30単位まで実質無償
D3	800万円未満	418, 500円未満	実質無償(※3)	就学支援金を差し引いた額
D2			10万円(※2)	
D1			20万円	
E2	910万円未満	507, 000円未満	10万円(※3)(※5)	
E1			30万円(※2)(※5)	
大阪府補助金対象外			就学支援金を差し引いた額	

※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。

※2 同一の保護者(親権者)に扶養されている子どもが2人いる世帯の場合です(詳細は2ページに記載しています)。

※3 同一の保護者(親権者)に扶養されている子どもが3人以上いる世帯の場合です(詳細は2ページに記載しています)。

※4 通算の履修単位数が、支給対象単位数の上限(74単位)を超える場合は、年間30単位とならないことがあります。

※5 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。

要件 要件を満たす生徒が、申請の手続きを行えば、授業料支援を受けることができます。

次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金を受給していること。
- ② 令和元年10月1日(基準日)において、大阪府内の私立高等学校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ③ 生徒とその保護者(親権者全員)が、大阪府内に在住していること。

提出期限 申請書類等は、期限を守って、早めに提出してください。

申請書及び添付書類もしくは連絡票の提出期限

※この提出期限を過ぎると、授業料の支援が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
(申請手続きをしなければ、授業料の支援を受けることはできません。)

記入方法・添付書類など申請手続きに関する問合せ先

- 学校事務室の連絡先

※この学校は就学支援推進校として教育長の指定を受けた学校です。

制度に関する問合せ先 ※申請書の記入方法や添付書類については、学校事務室へお問い合わせください。

- 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
- 大阪府 教育庁 私学課 授業料支援補助金担当

電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005
電話 : 06-6941-0351(代) FAX : 06-6210-9276

申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

① 「授業料支援申請書」 →4ページの様式第1号の4を使用

② 「保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類」 →6ページのサンプルを参照

※保護者(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合、授業料支援補助金は受給できません。

→ 令和元年度の国就学支援金の申請手続きにおいて、個人番号カード等を添付して「受給資格認定申請書」または「収入状況届出書」を提出している方は、提出を省略することができます。ただし年収めやす590万円以上910万円未満(所得割額計が257,500円以上507,000円未満)の世帯については、個人番号カード等を提出している場合であっても、課税額を証明する書類の提出が必要です。詳しくは学校の案内にしたがってください。

→ 国就学支援金の申請手続きにおいて、住民税の課税額を証明する書類を添付して「受給資格認定申請書」または「収入状況届出書」を提出している方は、今回の申請にあたり改めての提出は不要です。

※ 私立高等学校等授業料支援補助金は、国就学支援金の「受給資格認定申請書」または「収入状況届出書」が未提出の場合は受給できません。

※ 平成30年度・令和元年度の課税額とも所得要件を満たさない場合は、5ページ下の「連絡票」のみを提出してください。

<同一の保護者(親権者)に扶養される子どもが生徒本人を含んで2人以上いる世帯(所得区分が「D2」「D3」「E1」「E2」のみ)>

③ 健康保険証の写し →6ページのサンプルを参照

※国民健康保険加入者は、国民健康保険証に代えて、世帯全員の住民票(続柄表記のもの)を提出してください。

(他府県の学校に進学し、住民票を異動している私立高校生等がいる場合は、当該私立高校生等の住民票(除票)も提出してください)

④ 在学(在校)証明書 (19歳以上の子どもを人数に含める場合)

※いわゆる浪人生は、予備校等の在校証明書または当該子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。

【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

(保護者に扶養される19歳以上の子どもが以下の学校に在籍している場合は人数に含めることができます。)

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校

※ ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

▷ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)

▷ 公私立専修学校(高等課程)

▷ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)

▷ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)

▷ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)

▷ 「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設(※)

▷ 「理容師法」にもとづく理容師養成施設(※)

▷ 「美容師法」にもとづく美容師養成施設(※)

▷ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)

(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ ただし、国公私立高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類(6ページのサンプルを参照)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項
1. サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている人	・ 「平成30年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー ・ 「令和元年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー	毎年5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されます。
2. 「個人で事業を経営している人」など住民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている人	・ 「平成30年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー ・ 「令和元年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー	毎年6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。
3. 住民税を、給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口等の両方で納めている人	上記1及び2に記載する添付書類 ※例えれば、給与所得と事業所得の両方に収入がある場合が該当	上記1及び2の注意事項欄を参照してください。
4. 住民税が非課税の人または上記1、2、3の通知書を紛失した人	平成30年度と令和元年度の市町村発行の下記①から③の書類のうちのいずれか。 ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」 ②「非課税証明書」 ③「非課税通知書」のコピー	1月1日現在の住所地の市町村(住民税の窓口)で、証明書の交付を受けてください(交付手数料が必要です)。
5. 生活保護(生活扶助)を受けている人	生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けていることを証明する生活保護受給証明書(生徒との扶養関係がわかるもの)	市町村(生活保護担当窓口)で証明書の交付を受けてください。
6. その他	学校の事務室に相談してください	

様式第1号の4

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2
	区分(7~6月)	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2

授業料支援申請書

令和 年 月 日

設置者名

代表者名 様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、令和元年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

※保護者等(父母)による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな			
生徒氏名	姓	名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
住所	大阪府 (市・町・村)		
学校名	全日制・通信制 課程 学年 組 番		
就学支援金受給者	<input checked="" type="checkbox"/> 国制度による就学支援金の支給を受けている。 <input type="checkbox"/> (※ 支給されていない場合は、対象とならない場合があります。)		

【保護者等(父母)に関する事項】

ふりがな			
保護者等氏名	姓	名	生徒との続柄
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)		
ふりがな			
保護者等氏名	姓	名	生徒との続柄
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)		
保護者等連絡先	電話	FAX	

【添付書類に関する事項】

<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	①平成30年度、令和元年度の保護者等(父母)の住民税の課税額を証明する書類を提出します(裏面を記載してください)。
<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	②平成30年度、令和元年度の保護者等(父母)の住民税の課税額を証明する書類は、国制度による就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書に添付した(もしくは個人番号カード等を添付した)ため、提出を省略します(裏面を記載してください)。
<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	③保護者等(父母)に扶養される子どもが生徒本人を含めて2人以上いる世帯に該当するため、健康保険証の写し等を提出します。(19歳以上の子どもを人数に含める場合は、在学(在校)証明書を併せて提出してください。)

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、以下の点に同意します。

○学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用すること。
 ○本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があること。
 ○大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
 ○国制度による就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用すること。

上記の記載内容に相違ありません。

また、個人情報に関する取り扱いについて、同意します。

記入者署名

学校受付日 令和 年 月 日

!**必ず記入してください。**

1.添付書類に関する申立書

(1) 該当するチェックボックスにチェック□をしてください。

申請する場合 →以下の1.添付書類に関する申立書
申請対象外または申請しない場合 →キリトリ線以下の2.連絡票

保護者(親権者)の所得割額に関する証明書等については、以下のとおり添付又は添付を省略します。

添付又は添付を省略する証明書	平成30年度	令和元年度		
① 父、母の住民税の課税額を証明する書類を添付します。 (それぞれの年度で該当する者にチェックをしてください。)	父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>	父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>
② 父、母の住民税の課税額を証明する書類は以下の理由で添付を省略します。 (それぞれの年度で該当する者の該当する理由にチェックをしてください。)	父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>	父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>
I. 国制度による就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書に、個人番号カード等 (※)または住民税の課税額を証明する書類を添付しています。 ※ 個人番号カード等を添付している場合でも、年収めやす590万円以上910万円未満(保護者全員の 所得割額の合計額が257,500円以上507,000円未満)の世帯については、住民税の課税額を証明す る書類の提出が必要です。詳しくは学校の案内にしたがってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II. (保護者のうちいずれか一方の課税額を証明する書類を提出している場合のみ)控除対象配偶者(父または母)の平成30年度、令和元年度それぞれの前年(平成29年、30年)の年間収入は 100万円以下なので、道府県民税および市町村民税は課税されていません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III. 父または母のみのひとり親であり、次のとおり申し立てます。 ⇒【A】に記載 (記載例:「父母が離婚したため、ひとり親です。」) (提出している父または母の所得割額に関する証明書に、寡夫または寡婦・特別寡夫または 特別寡婦の記載がある場合は、申立ては不要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IV. その他の理由⇒【B】に記載 (記載例1:「親権者が存在せず、未成年後見人が選任されているため。」) (記載例2:「親権者又は未成年後見人が存在しないため。」)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【A】申立の内容	(平成30年度)	
	(令和元年度)	
【B】その他の理由	(平成30年度)	(続柄・氏名) _____ の住民税の課税額を証明する書類を添付します。
	(令和元年度)	(続柄・氏名) _____ の住民税の課税額を証明する書類を添付します。

(2) 以下に該当する場合、追加書類を添付する必要があります。該当するチェックボックスにチェック□をしてください。

追加書類を添付する理由	平成30年度	令和元年度		
父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>	父 <input type="checkbox"/>	母 <input type="checkbox"/>	
① 道府県民税・市町村民税の課税地(平成30年1月1日または平成31年1月1日現在の住 所)が大阪府外の市町村であるため住民票を添付します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 単身赴任等により、やむをえず他府県に居住しているので、会社から発行される辞令の写 し等を添付します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

キリトリ線

※申請対象外の場合は、該当するチェックボックスにチェック□を入れ、氏名等を記載し、
この部分のみ切り取って、1ページに記載する提出期限までに学校の事務室に提出してください。
※申請対象の場合は、この欄の記載は不要です。(切り取らず、このまま提出してください。)

2.連絡票

□平成30年度・令和元年度の所得割額を確認しましたが、どちらも所得要件を満たさないので、申請しません。

□保護者(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できないため、申請しません。

□その他()

年 組 番 (生徒名)

添付書類

課税額を証明する書類（①～④のうち必要なもの）を提出してください。
同一の保護者（親権者）が扶養する子どもが2人以上いる世帯（所得区分が「D2」「D3」「E1」「E2」のみ）は、
⑤⑥も提出してください。

①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し

②課税証明書

③市(町村)民税・府民税 納税通知書の写し

＜同一の保護者(親権者)が扶養する子どもが2人以上いる世帯(所得区分が「D2」「D3」「E1」「E2」のみ)＞

⑤健康保険証

※申請者本人分も必要です。

組合員扶養者証		平成22年10月	1日交付	II
依頼(扶養客名)				
記号 姓・大阪		署名		
氏 姓 名 性 別 年 生 日 月 日 定 年 月 日	組合員氏名			
	見本	1	5	4
平成15年1月1日				
組合員所在場所 大阪府大阪市中央区大手前3丁目				
保険番号・名前				

【健康保険証の写し】の提出方法

A4サイズ用紙

- 申請者本人の
健康保険証
(コピー)

扶養する子どもの
健康保険証
(コピー)

扶養する子どもの
健康保険証
(コピー)

年組番 氏名

⑥在学(在校)証明書

- ※ 19歳以上の子どもを人数に含める場合のみ提出してください。
- ※ 申請者本人の在学(在校)証明書は不要です。



由出書

授業料支援申請書の提出にあたり、私の扶養親族である子（〇〇〇〇）は、大学等への進学をめざして自宅で勉学に励んでおり、これにかかる教育費を負担していることに相違ないことを申し出ます。

内訳 負担(予定の・した)教育費 大学受験料、模試代など

負担(予定の・した)年月 平成

子を言めて、

見本

© 2016 Pearson

学校名 ○○○○高等学校
学年組 ○年○組○番
生徒氏名 ○○○○
保護者氏名 ○○○○

※ この申出書は、本校の私立高校生のほか、大学等への進学をめざしている子を含め、私立高校生や大学生などの扶養親族が3人以上いる世帯の場合に使用してください。

※ 偽りの他の手段により大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を受給したことが明らかとなつた場合は、支給を受けた者